

(仮称)吹田市デジタル政策案に対する提出意見と市の考え方について

1 提出期間 令和6年(2024年)2月1日(木曜日)～
令和6年(2024年)3月1日(金曜日)

2 提出意見数 10件(3通)

3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

	提出意見	市の考え方
1	デジタル政策の位置づけ 「対して、」の後に「個人情報保護に十分配慮して」を挿入する。 理由 自己情報コントロール権は国民の基本的な権利であり、個人情報保護は住民にとっても非常に関心の高い点であるため。	個人情報保護に関しては本政策に限らず、全ての事業実施に当たっての前提となる考え方であることから、特段文言としては表現しておりませんが、そのような姿勢を持って本政策の実施に臨んでまいりたいと考えています。
2	「デジタル活用を積極的に」の前に「地方自治を守り、地方自治を活かす立場で」を挿入する 理由 あくまで住民のために活用し、住民の意思が利便性向上に活かされることを明確にすべき。	理由に記載いただきました「あくまで住民のため」を明示的に表現するため、「めざす未来の姿」のページにおいて、「『人とつながる、すべての人にやさしいデジタルシティ』をめざします。」から「『人とつながる、すべての人にやさしいデジタルシティ』を市民とともにめざします。」に変更しました。
3	デジタルサービスをすべての人に 「行政サービスを目指します。」の後に「デジタルデバインド対策を十分に行い、デジタ	ご指摘いただいたデジタルサービスを様々な理由で利用できない方への対策等については、ビジョン02「デジタルサービスをすべての人に」において、「すべての人がデジタルサービスを利用できるように働きかけを行う」「簡単・便利なデジタルを活用した行政サービ

	<p>ル利用が困難な人のために、行政サービスを同様に受けることのできるよう対人窓口の配置などの方策を維持します」</p> <p>理由 デジタルサービスは人によって熟練度合いも違い、様々な理由で利用できない人も残るため。</p>	<p>スをめざす」ことに包含しております。</p> <p>また、ご提案いただきました「対人窓口の配置」などの方策については、「デジタル政策の位置づけ」にお示ししております「アナログ領域」の施策と考えております。ビジョン03「人材と財産の無駄のない活用」でもお示ししておりますとおり、デジタル活用を加速していくことで、限られた財源や人材などを、「アナログ領域」への適切な配置を検討することも含めて、施策を実施してまいりたいと考えております。</p>
4	<p>人材と財産の無駄のない活用</p> <p>「人材の育成や」のあとに「十分厳重な審査のうえで責任をもって」を挿入する。</p> <p>理由 尼崎の個人情報流出事件のように外部調達には事件が多発している。市が主体的に、責任ある対応を行うことを明確にすべき。</p>	<p>ご指摘いただいた個人情報の保護を含むセキュリティ確保については、ビジョン04「安全で安心できるセキュリティ対策」においてお示ししております。安心感を得られるような環境づくりをめざしていきたくと考えています。</p>
5	<p>多様なコミュニケーションの創造</p> <p>「市役所からの」のまえに「地域課題とともに考えるために」を挿入する。</p> <p>理由 市民が考える行政課題の発信は弱く、ニーズに関連しない情報発信が多いため。</p>	<p>理由に記載いただきました「市民が考える行政課題の発信」を明示的に表現するため、「めざす未来の姿」のページにおいて、「『人とつながる、すべての人にやさしいデジタルシティ』をめざします。」から「『人とつながる、すべての人にやさしいデジタルシティ』を市民とともにめざします。」に変更しました。</p>
6	<p>前例にとらわれない</p> <p>項目ごと削除する</p> <p>理由 旧吹田市個人情報保護条例では「情報の外部提供」は原則を禁止しており、その理念は現在も維持されている。個人情報</p>	<p>個人情報保護に関しては本政策に限らず、全ての事業実施に当たっての前提となる考え方であることから、特段文言としては表現しておりませんが、そのような姿勢を持って本政策の実施に臨んでまいりたいと考えています。</p>

	保護法施行条例のパブコメへのコメントでもそうになっていたはず。とりわけ民間利用は安易に行わないことが重要なため。	
7	全体的に果たして実現されるのかはなはだ心もとない。 情報公開制度にしても公文書のデジタル化が十分になされていないし、その公開の実施もメールでは不可であるし、未だに郵便小為替で手数料の支払いを強いられるのは時代遅れであるとしか言う他ない。	御意見いただきました内容も含め、市全体でデジタルの推進に取り組んでまいります。
8	名称について、この計画は、あくまでも総合計画の個別計画の1つであることから、名称には「計画」という言葉は必要かと思えます。無いと、“政策”なのか“計画”なのか誤認してしまいます。	今回策定した本政策は一般的な計画のように、具体的な数値目標等を定めるものではなく、施策の方向性を定めるものとしているため、名称を政策としています。ご指摘の総合計画との結びつきについては、本政策が情報化推進計画の後継である旨が分かるように追記いたします。
9	ページが横長となっていますが、縦長にすると半分くらいのページ数で収まり、コンパクトにまとまります。	今回策定した本政策は、市民の方が、前提となる知識がなくても、分かりやすい・読んでもらいやすいものにすることを目指しました。そのため、イラストを多く配置するなど、情報量を調整しており、結果としてお示ししたページ数になっております。
10	PDCA については、大切なこととは思いますが、一般的に認知されており、半分くらいのスペースにまとめることができる内容かと思えます。	